

令和6年度3月分

その他

件 名	防災トイレの設置について
内 容	<p>先日、県のHPを拝見していたら、「災害時における避難所運営等の手引き（令和7年1月千葉県発出）」を発見しました。</p> <p>その12ページに、〈トイレ環境の整備について〉という項目があり、「スフィア基準に沿って、女性用と男性用の割合が3：1となるように想定避難者数に応じて設置することが必要」と書かれているのを発見しました。</p> <p>今後、仮設トイレ、マンホールトイレなど、どのようにして、防災トイレの個数を増やすお考えがあるのか、お尋ねします。</p>
回 答	<p>市では、白井市地域防災計画に基づき、災害発生直後から支援物資が届くまでの間、緊急支援的措置として供給する被災者の生活に不可欠な物資を中心に備蓄目標を設定し、備蓄しているところです。</p> <p>その中で、トイレについては、各避難所に既設トイレの便器を活用して使用するし尿処理剤とセットになった排便収納袋を備蓄しており、車椅子対応の組み立て式の仮設トイレを2基ずつ各小中学校に備蓄しております。</p> <p>なお、市内のレンタル事業者が加入している団体との災害協定を締結しておりますので、災害時には、必要に応じて仮設トイレを調達・確保することとしております。</p> <p>災害時におけるトイレの確保・管理は、極めて重要な課題と捉えておりますので、引き続き、県の「災害時における避難所運営等の手引き」や内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を参考に整備してまいります。</p> <p>（関係課：危機管理課、教育総務課）</p>